

磐田市危険木除去事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、道路交通の安全の確保を図るため、市内の危険木の除去を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、磐田市補助金等交付規則（平成17年磐田市規則第28号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、「危険木」とは、樹高が10メートル以上、かつ、樹幹の太さが胸高直径20センチメートル以上である樹木で、倒木により交通の支障となるおそれのあるものをいう。

(補助の対象及び補助金の交付額)

第3条 補助の対象及び補助金の交付額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助の対象 危険木が存する土地を所有し、占有し、又は管理する者が、危険木を除去するために要する経費（手数料又は委託料に限る。）
- (2) 補助金の交付額 前号の経費の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。この場合において、交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第4条 交付申請の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 提出書類
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 危険木の除去に要する経費がわかる見積書
 - ウ 事業実施前の写真
 - エ 位置図
 - オ その他市長が必要と認めるもの
- (2) 提出期限 別に定める日まで

(交付条件)

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けないうで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に

供してはならない。

- (2) 市長の承認を受けて前号の財産を処分したことにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付するものとする。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助を受けようとする者（同一世帯に属する者を含む。）は、市税を滞納していないものとする。

（交付決定及び決定通知）

第6条 市長は、第4条の規定による補助金の交付申請があったときは、必要に応じて当該申請場所の調査を行い、適当と認めるときは、補助金交付額決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第7条 完了報告の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類

- ア 完了報告書（様式第3号）
- イ 危険木の除去に要する経費の支払を証明する書類の写し
- ウ 事業実施後の写真

- (2) 提出期限 事業完了の日から起算して7日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日まで

（交付確定の通知）

第8条 補助金の交付確定の通知は、確定通知書（様式第4号）によるものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の通知を受けた申請者は、請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、不相当と認められる事実があったとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

危険木除去事業費補助金交付申請書

年 月 日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称

㊞

磐田市危険木除去事業の補助金について、下記のとおり交付を申請します。

記

実施場所	
実施予定年月日	年 月 日
除去予定費用	円
交付申請額	円
市税の納税状況	<input type="checkbox"/> 完納 ・ <input type="checkbox"/> 未納あり
添付書類	ア 危険木の除去に要する経費がわかる見積書 イ 事業実施前の写真 ウ 位置図
署名欄	交付決定に際して必要があるときは、私（同一世帯に属する者を含む。）の市税の納税状況につき、市長が税務関係部署に報告を求めることに同意します。 申請者氏名 _____

第 号
年 月 日

申請者（氏名又は名称） 様

磐田市長 

危険木除去事業費補助金の交付額決定通知書

年 月 日付けで申請のあった磐田市危険木除去事業の補助金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

金 円

条 件

- 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 補助事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- 4 補助事業の事業運営及び経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 5 事業完了の日から起算して7日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに補助事業の完了報告書を市長に提出すること。
- 6 磐田市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

様式第3号（第7条関係）

危険木除去事業の完了報告書

年 月 日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称 ⑩

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた磐田
田市危険木除去事業について、下記のとおり事業が完了したので報告します。

記

- 1 完了の年月日
- 2 交付決定を受けた額
- 3 添付書類
ア 危険木の除去に要する経費の支払を証明する書類の写し
イ 事業実施後の写真

上記報告事項について審査しました。

年 月 日

審査(検査)担当者 ⑩

審査結果の意見

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

申請者（氏名又は名称） 様

磐田市長 

危険木除去事業費補助金の確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった磐田市危険木除去事業の補助金について、審査の結果、下記のとおり交付を確定したので通知します。

記

金 円

様式第5号（第9条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付確定を受けた
危険木除去事業費の補助金について、上記のとおり請求します。

年 月 日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称 ⑩

口座振込先金融機関名

口座種別 No.

口座名義